

機械器具 4 9 医療用穿刺器、穿削器及び穿孔器
一般医療機器 歯科用マンドレル 35170000

PCPマンドレル

【形状・構造及び原理等】

【構造】

- 1) 軸部材質：真鍮ニッケルメッキ
- 2) 軸部形式1：CA用
- 3) ネジ部：No.1-72UNF

【使用目的又は効果】

スクリータイプの研削・研磨材を取付ける回転心棒として用いる。

*【使用方法】

【使用方法】

- 1) 本材を口腔内で使用する際には滅菌する。
- 2) 本材を予め研削・研磨材に取付けた後、歯科用電動式ハンドピース、歯科用電気エンジン、マイクロモーター等に装着して通法により使用する。
- 3) 口腔内で使用後、再使用する際には速やかに、清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、滅菌を行う。
滅菌方法：取り付ける研削・研磨材の滅菌方法に従う。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1) ハンドピースメーカーの指示に従って、シャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないことを確認すること。
- 2) 必ず右回転で使用する。
- 3) 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- 4) 繰り返し使用により、ネジ部の摩耗や、変形、メッキのはがれた本材は使用しないこと。
- * 5) 再使用する際には、取り付けた研削・研磨材の推奨する滅菌又は消毒方法に従うこと。清掃液、消毒剤を用いて付着物を除去した後、オートクレーブ又はケミクレーブによる滅菌もしくは薬剤による消毒をすること。
- 6) 塩素系消毒剤は錆が発生することがあるので、長時間浸さないこと。
- 7) 清掃液・消毒剤・滅菌器については、各製造業者の指示に従い正しく使用すること。

**【使用上の注意】

【重要な基本的注意】

- ** 1) 指定の最高許容回転速度を超えて使用しないこと。

最高許容回転速度

2,000min ⁻¹

- 2) 変形、キレツ、損傷（錆、表面キズ、曲がり、汚損）等のあるものは使用しないこと。
- 3) 本材を使用して研磨する際には、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- 4) 目の損傷を防ぐために、保護眼鏡等を使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

*【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

- * 製造販売業者 株式会社 松風プロダクツ京都
* 住所 〒613-0022
京都府久世郡久御山町市田新珠城 21 番地 1
* 電話番号 0774-41-1321
- 販売業者 株式会社 松風
住所 〒605-0983
京都市東山区福稲上高松町 11
電話番号 075-561-1112